

1. 工事開始時

法令	様式	頁	書類の名称	準拠条文		備考
				法律	規則	
労 基 法 則	23の2	45	適用事業報告	104の2	57	1. 労基法の適用を受ける事業を開始した場合 2. 遅滞なく
	9	46	時間外労働・休日労働に関する協定届	36	16	1. 限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項） 2. 事前に 3. 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との協定書添付 編者注1：2024年4月1日以降 編者注2：「限度時間」とは ①1か月について45時間 ②1年について360時間 但し、対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる場合は、 ①1か月について42時間 ②1年について320時間
	9の2	50	時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)	36	16	1. 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項） 2. と3. は「様式第9号」に同じ 編者注1：2024年4月1日以降 編者注2：臨時的な特別の事情がなければ「限度時間」を超えることはできません。 編者注3：臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下を守らなければならない。 ①時間外労働が年720時間以内 ②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 ③時間外労働と休日労働の合計が「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内 ④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
	任意様式	52	賃金の控除に関する協定書（例）	24		1. 賃金から食費、購買代金等を控除する場合の労働組合又は労働者代表との書面による協定* 2. 届出は不要
	任意様式	53	一斉休憩の適用除外に関する労使協定書（例）	34	15	1. 労働者に一斉に休憩を与えることができない場合の労働組合又は労働者代表との書面による協定* 2. 届出は不要
	14	54	監視、断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	41(3号)	34	1. 守衛、炊事など監視又は断続的労働に従事する者について労働時間、休憩、休日に関する規定の適用の除外を受けようとするとき 2. 労働の態様を客観的に裏付ける資料を添付

※：労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定

編者注：労働基準法および労働基準法施行規則に関する様式は、厚生労働省ホームページ 主要様式ダウンロードコーナーから、ダウンロードできます。